

川崎市選挙管理委員会告示第28号

令和7年10月26日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙においては、当該選挙区における選挙会の区域と開票区の区域が同一であるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行います。

令和7年10月17日

川崎市選挙管理委員会

委員長 廣 田 健 一